

重要事項説明書



2025 年 4 月 1 日

社会福祉法人第一善隣館
野町児童クラブ
仲よしホーム

放課後児童健全育成事業の開始にあたり、野町児童クラブ 仲よしホーム（以下「本児童クラブ」という。）は、次のとおりあなたに説明します。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人第一善隣館
所 在 地	金沢市野町3丁目1番15号
電 話 番 号	076-241-4030
ホームページ	https://1-zenrinkan.or.jp
Fb ページ	https://www.facebook.com/dailzenrin/
代表者氏名	理事長 安藤 謙治
法人成立 年月日	(創設)1934(昭和9)年9月1日 (成立)1968(昭和43)年5月30日

- ★ 第一善隣館は、昭和9年に当時の野町地区の方面委員（現在の民生委員）によって設立されました。設立の趣旨は、「庶民階層に対する福利増進と精神的教化運動をもって善隣思想の実践を図ろうとするもの」であり、地域に生まれ、地域の中で育てられてきた石川県で最初にできた善隣館です。設立当初から時代の要請に応じて、保育所の前身ともいえる託児事業を始め、昭和40年には、学童保育事業「仲よし児童クラブ」を開設しています。

【善隣思想】助け合いの心で近隣の人々と心をかよわせ、支え合い、互いに善き隣人を創っていく

2 利用施設

施設の種類	放課後児童クラブ
施設の名称	野町児童クラブ 仲よしホーム
施設の所在地	金沢市野町3丁目1番15号
連絡先	電話 076-241-4030 FAX 076-241-4072 E-mail zenrinkan1@m2.spacelan.ne.jp
管理者	施設長 宇野 孝一
対象児童	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童
利用定員	40名
開設年月日	(認可)2020(令和2)年4月1日
施設概要	構造：鉄骨造 4階建て 敷地面積：1,266.53㎡（屋外遊技場 550.00㎡） 建物床面積：1,191.23㎡（仲よしルーム床 162.88㎡）
設備概要	専用区画 1室(91.28㎡)

3 職員の設置状況

(2025 年 4 月 1 日)

職 種	員数	正規	非正規		備考
			常勤	非常勤	
施設長	1	1			兼務
副施設長（支援員）	1	1			兼務
主任支援員	1	1			
放課後児童支援員	1			1	
放課後児童指導員	5			5	
栄養士	3	3			兼務
調理員	2			2	兼務
事務員	1	1			兼務

*体制充実のため変動することもあります

4 本児童クラブの目的及び運営の方針

☆ 善隣思想の具現化を基本理念として運営しています。

(1) 本児童クラブの目的

本児童クラブは、小学校に修学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童について、家庭に代わる生活の場を提供し、生活と遊びをとおして児童の健全な育成を図ることを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 児童の最善の利益を考慮し、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかな児童の育成に努めます。
- ② 家庭や地域社会との緊密な連携を図りながら、児童の保護者及び地域の子育て家庭の支援に努めます。
- ③ 家庭との密接な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、放課後児童健全育成事業を総合的に行います。
- ④ 本児童クラブでは、「金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 3 号）」を遵守し、事業を実施します。

5 休所日

- ① 日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
- ③ お盆（8 月 14 日～16 日）
- ④ 衛生害虫駆除日（年間 2 日）
- ⑤ 非常災害その他急迫の事情があり、施設長が必要と認めた日

6 開所する時間

- ① 登校日 : 12:00(下校時)～18:00 の範囲内で必要とする時間
- ② 休校日 : 8:00～18:00 の範囲内で必要とする時間
- ③ 延長保育 : 19:00 まで

7 食事の提供

- (1) 栄養士の献立に基づいて、休校日の利用児童には、給食を提供します。毎日の献立内容は、月ごとに献立表を作成してお知らせしますので、ご家庭の献立と重複しないようにご配慮ください。食材の手配が必要ですので、前月 25 日頃までに利用日を伺いますのでご協力ください。
- (2) 食物アレルギー
事前にお知らせ下さい。アレルギーの原因食材が含まれている給食は提供できませんので、該当日はお弁当を持参いただくことがあります。

8 利用料金

(1) 利用料金

区 分	金 額
利用料（8 月を除く）	月額 10,000 円
利用料（8 月に限る）	月額 12,000 円

(2) 延長利用料金

区 分	金 額
延長料金午後 6 時超	100 円
延長料金午後 7 時超	300 円

(3) 保育の提供に要する実費（実費徴収：金額は概ねであり、変更することがあります。）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額等
【年度当初に年額を集金します】		
共通衛生管理費	消毒剤、ペーパータオル、ティッシュペーパー、ウオーター・トイレットペーパー、雑巾、ナイロン袋 等	年額 1,000 円
共通教材費	のり類、紙類、筆記具等	
【毎月、前月に掛かった経費を集金します】		
給食費	事前予約制とし、原則として欠席による返金はしません。	日額 350 円

(4) お支払方法

上記（1）の当月分及び上記（2）（3）の料金の前月分を毎月 20 日頃に請求します。当月末日までにお支払い下さい。お支払い方法は次の方法からお選び下さい。

- ①現金払い 集金袋で徴収しますので、指定期日までに事務所までお持ち下さい。集金袋に領収印を押印します。
- ②口座振替 預金口座から振替でお支払い下さい。振替手数料をご負担下さい。

9 利用の終了に関する事項

以下の場合には本児童クラブは、放課後児童健全育成事業の提供を終了するものとします。

- (1) 中学校就学の始期に達したとき
- (2) 保護者から退所の申し出があったとき
- (3) 利用者負担金の滞納が顕著となり、理事長が認めた場合
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

- 10 本児童クラブは、放課後児童健全育成事業の提供を行っているときに、児童に体調の急変が生じた場合、事故が発生した場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者等に連絡するとともに、児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。なお、保護者と連絡が取れない場合等には、児童の安全を最優先にしかるべき治療等を行いますので、あらかじめ御了承願います。

*近隣には整形外科病院も有り、避けられない怪我にも迅速に対応できます。

医療機関の名称	川北病院
担 当 医 師 名	川北哲
所 在 地	金沢市野町1丁目3番55号
電 話 番 号	076-241-8351

保護者記入欄

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
第一緊急連絡先	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
第二緊急連絡先	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

11 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める、施設防災計画等により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 ・誘導灯 ・非常灯 ・消火器 ・避難階段、スロープ ・防火扉 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避難訓練	定期的に実施します。

12 要望・苦情等に関する相談

保護者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、児童にとってより良い保育を提供したいと念願しています。

日常の児童保育の事、その他当児童クラブの運営などに関しての要望・苦情やご意見などは、施設長及び支援員等に遠慮なくお申し出ください。その都度、お話し合いの中で解決していきたいと思えます。

また、当事者での解決が困難な場合は、第三者委員（玄関にも表示してあります）が、解決する制度も設けています。

本児童クラブの要望・苦情等に係る窓口は以下のとおりです。

苦情受付担当者	主任支援員 ： 佐々木健汰 副施設長 ： 栗山みどり	
苦情解決責任者	施設長 ： 宇野孝一	
第 三 者 委 員	河 合 外 司	076-241-8705
	石 野 あ や 子	076-242-7854

また、玄関に「ご意見箱」を設置してあります。要望・苦情等を投函下さい。

13 職員の守秘義務

当法人の「就業規則」及び「職員倫理規程」に「職務上知り得た情報を他に漏洩してはならない」と規定し、これに違反したものには制裁を科すことになっています。また、退職後もこの義務は免れないこととなっていますので、安心してご相談ください。

14 虐待の防止のための措置

本児童クラブは、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

15 利用に際しての留意事項

- (1) 児童の帰宅は、17 時半(冬季は 17 時)までは集団帰宅を原則とします。17 時半以降については保護者のお迎えをお願いします。ご都合で、ご家族以外の方がお迎えに来られるときは、事前にその方の氏名等を連絡下さい。
- (2) 児童が欠席する場合及び保育の時間を変更する場合は、必ず保護者が事前に連絡下さい。
- (3) 当児童クラブへの登所及び当児童クラブからの帰宅途中での事故等については、当児童クラブは責任を負いかねます。

- (4) 住所等の家庭環境に変更があったときは、速やかにお知らせ下さい。
変更内容によっては、退所して戴くこともあります。
- (5) 本児童クラブの行事等の児童保育活動には、可能な限り御協力下さい。

16 その他の留意事項

飲酒喫煙	敷地内での喫煙、飲酒は禁止です。
政治活動 宗教活動 営利活動	他の利用者及び職員に対する政治活動、宗教活動及び営利活動は禁止します。

本児童クラブにおける児童保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

仲よしホーム

施設長

宇野 孝一

支援員

荒川ますみ

私は、本書面に基づいて仲よしホームの利用に当たっての重要事項の説明を受け、これに同意しました。

2025 (R7) 年 月 日

児童の氏名 :

保護者 住所 : 金沢市

氏名 :

児童から見た続柄 :

個人情報等使用同意書・写真掲載等承諾書

(1) 下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合に、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

(2) 児童保育活動中の児童及びその保護者等の様子を撮影した写真や映像について、必要最小限の範囲内において次の期間に限り掲載提示することをお断り承諾します。

(いずれかに○をつけてください)

- 1 所内掲示板やディスプレイに表示したり仲よしだよりに掲載したりする。

承諾します

承諾しません

- 2 本法人ホームページ、フェイスブックページ等のネット上に掲載する。

承諾します

承諾しません

- 3 報道機関が取材や番組製作の一環で撮影した写真・映像を掲載・放映すること。

承諾します

承諾しません

仲よしホーム 施設長 宇野孝一 宛

2025 (R7) 年 月 日

児童氏名 :

保護者 住所: 金沢市

氏名:

児童から見た続柄: